

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年5月12日(2011.5.12)

【公表番号】特表2010-523219(P2010-523219A)

【公表日】平成22年7月15日(2010.7.15)

【年通号数】公開・登録公報2010-028

【出願番号】特願2010-502258(P2010-502258)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/00 3 0 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月28日(2011.3.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内視鏡処置用の内視鏡装置であって、

ワーキングチャンネルがなく、且つ少なくとも1本の外部レールを備える外表面を含む内視鏡挿入管であって、前記外部レールが、前記外表面上に長手方向に形成され、且つ前記挿入管の一部分に沿って延在し、第1の所定の形状を有する、内視鏡挿入管と、

少なくとも1つの装着ユニットを有する外壁を備える少なくとも1つの医療器具であって、前記装着ユニットが、前記外壁上にその長さの一部分に沿って形成され、前記第1の所定の形状と協働可能な第2の所定の形状を有し；前記第2の所定の形状が、前記外部レールの前記第1の所定の形状と相補的で、且つ摺動自在に協働することで、前記医療器具を前記外部レールに摺動自在に取り付けるように形成される、医療器具と、を含む、装置。

【請求項2】

前記少なくとも1本の外部レールが、前記外表面上に形成された第1の外部レールと第2の外部レールとを含む、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記少なくとも1つの医療器具が、第1の医療器具と第2の医療器具とを含み、各々が、前記医療器具の上に形成され、且つ前記第1の外部レール及び前記第2の外部レールの一方と嵌合するように構成された装着ユニットを含む、請求項2に記載の装置。

【請求項4】

前記挿入管が近位端と遠位端とを含み、前記医療器具を前記近位端で摺動自在に導入し、前記遠位端を越えて前進させ得るように、各外部レールが前記挿入管上に前記近位端から前記遠位端まで形成されている、請求項1に記載の装置。

【請求項5】

前記少なくとも1本の外部レールが、前記挿入管の前記外表面上に形成された4本の外部レールを含む、請求項1に記載の装置。

【請求項6】

前記少なくとも1つの内部チャンネルが、内視鏡処置用に前記挿入管に貫通形成された流体チャンネルと、投光チャンネルと、カメラチャンネルとを含む、請求項5に記載の装置。

【請求項 7】

内視鏡処置用の外部レールシステムを有する内視鏡装置であって、少なくとも1本の外部レールを備える外表面を含む内視鏡挿入管であって、前記外部レールが、前記外表面上に長手方向に形成され、且つ前記挿入管の一部分に沿って延在し、所定の形状を有し、前記挿入管が貫通形成された内部チャンネルを含む挿入管と、

少なくとも1つの装着ユニットを有する外壁を備える少なくとも1つの医療器具であって、前記装着ユニットが、前記外壁上にその長さに沿って形成され、前記挿入管の前記外部レールと摺動自在に嵌合することで、前記医療器具を前記外部レールに取り付けるように構成される、医療器具と、

を含む、装置。

【請求項 8】

前記少なくとも1つの医療器具が、第1の医療器具と第2の医療器具とを含み、各々が、前記医療器具の上に形成され、且つ前記第1の外部レール及び前記第2の外部レールの一方と嵌合するように構成された装着ユニットを有する、請求項7に記載の装置。

【請求項 9】

前記挿入管が近位端と遠位端とを含み、前記医療器具を近位端で摺動自在に導入し、前記遠位端を越えて前進させることで内視鏡処置を促進し得るように、各外部レールが前記挿入管上に前記近位端から遠位端まで形成されている、請求項8に記載の装置。

【請求項 10】

前記少なくとも1本の外部レールが、前記挿入管の前記外表面上に形成された4本の外部レールを含む、請求項8に記載の装置。

【請求項 11】

前記少なくとも1つの内部チャンネルが、内視鏡処置用に前記挿入管に貫通形成された流体チャンネルと、投光チャンネルと、カメラチャンネルとを含む、請求項10に記載の装置。

【請求項 12】

内視鏡処置用の外部レールシステムを有する内視鏡装置の使用方法であって、外部レールを備える外表面を含む内視鏡挿入管であって、前記外部レールが、前記外表面上に長手方向に形成され、且つ前記挿入管の一部分に沿って延在し、所定の形状を有し、前記挿入管が貫通形成された内部チャンネルを含む挿入管を含む前記内視鏡装置を、患者の胃腸管の介入部位まで導入することと、

前記装置の位置を前記介入部位に維持することと、

少なくとも1つの装着ユニットを有する外壁を含む医療器具であって、前記装着ユニットが、前記外壁上にその長さに沿って形成され、前記挿入管の前記外部レールと摺動自在に嵌合することで、前記医療器具を前記外部レールに取り付けるように構成される医療器具を、前記挿入管の前記近位端を通じて導入することと、

内視鏡処置を促進するため、前記挿入管の前記遠位端を越えて前記医療器具を前進させることと、

を含む、方法。

【請求項 13】

前記挿入管の前記外表面が、その上に形成された第1の外部レールと第2の外部レールとを含む、請求項12に記載の方法。

【請求項 14】

前記少なくとも1本の外部レールが、前記挿入管の前記外表面上に形成された4本の外部レールを含む、請求項12に記載の方法。

【請求項 15】

前記少なくとも1つの内部チャンネルが、内視鏡処置用に前記挿入管に貫通形成された流体チャンネルと、投光チャンネルと、カメラチャンネルとを含む、請求項14に記載の方法。